

## 令和3年度事業計画

### I 基本方針

今年度は平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災から10年経過した節目の年に当たり、振り返れば平成23年は困難極める被災対応の中事業運営を行い、被災翌年の平成24年4月1日に公益社団法人に移行、同年10月1日には被災した矢吹町福社会館が復旧されたことに伴い、矢吹町役場分庁舎から事務所を移転し当センターの事業運営体制を確立しました。

今年度は新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない逆風下にあって、被災時の状況下とは異なりますが、先行きに予断を許さない状況で厳しい事業運営が見込まれますが、地域からの労働ニーズに応えるため、感染防止に留意しながら、当センターの発展のため、今まで以上に会員が一致協力して事業運営に当たり、難局を乗り越える気概が求められます。

シルバー人材センター事業は、地域の高齢者が「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、長年培った知識・経験・技能を生かして就業することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与することを目的に地域で生き生きと活躍できる生涯現役社会の実現を目指し、企業、家庭、官公庁などの地域の皆様方の温かいご支援、ご協力により事業を展開してきました。

我が国の人口は、世界でも例を見ない急速な少子高齢化が進行し、総人口に占める65歳以上の割合は28%を超え、超高齢社会に突入しています。

こうした中、本年4月、改正高齢者雇用安定法が施行、70歳までの就業機会確保が企業の努力義務となり、令和元年度当センターの新規入会者の平均年齢が68歳、全国では初めて70歳になっていることから、今後当センターでも新規入会者の平均年齢が70歳になることが確実視されていることから、高齢者が元気に活躍できる就業環境をいかに整備していくかが、重要な課題となっております。

生涯現役社会を実現するため、就業機会の拡充を図る必要があり、そのためにも、地域環境の美化、生活利便性の確保のための清掃、草刈、剪定作業や公共施設の管理業務等の中核事業のほか、今後活躍の場が広がると思われる同世代を支える高齢者世帯への生活援助、地域社会を支える空き家・空き地の管理、遊休農地や空き店舗の活用支援、次世代を支える保育園や放課後児童クラブの補助作業や子育て支援、家事援助サービス及び人出不足解消のための小売業、サービス業、製造業等への就業並びにセンター独自事業の開拓を重点的に取り組んでいくことが、当センターに課せられた使命であり、

そのことが地域に根ざしたセンターの在り方と考えます。

このような状況を深く理解し、会員一丸となって根幹となる会員の拡大及び就業機会の拡充に努め、今までの事業を踏襲しながら現状の閉塞感を打破するため、課題を洗い出し、地域社会からの要請に応えるためのイノベーションを推進し、安全・適正就業環境を更に充実させ、会員が安心して働くことができ、地域住民から支持され必要とされるセンターを目指し事業を進めてまいります。

## II 事業実施計画

### 1 就業開拓提供事業

#### (1) 受託事業

企業及び家庭、公共団体に対し、会員の就業機会の拡大を図るために事業所訪問や、パンフレットの配布による普及啓発活動を積極的に行うとともに、会員や既存の就業先からの紹介等による新規就業の確保を図ります。

#### (2) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業、または、その他の軽易な業務に係る雇用を希望する高年齢者を対象として、地域企業からの求人職業紹介を行います。

#### (3) 一般労働者派遣事業

事業主体である公益社団法人福島県シルバー人材センターの矢吹事業所として、町内の企業を派遣先事業所として、労働者派遣事業を促進いたします。また、現請負委託事業の派遣事業化が望ましい就業の転換を推進いたします。

#### (4) 指定管理者受託事業

指定管理者として地域住民から満足してご利用して頂くために、矢吹町福祉会館、小松・赤沢公園、社会体育施設の円滑な維持管理の運営にあたり、会員の就業機会を確保いたします。

### 2 普及啓発事業

就業機会の拡大と会員拡大を図るため、地域住民及び事業所等に向けて次の広報活動を強化推進いたします。

- ・センター広報紙を2回発行し、町内全世帯に回覧します。

- ・当センター独自のチラシを作成、町広報誌に掲載します。
- ・町、福祉協議会等と協議しボランティア活動を行います。
- ・町主催のイベントで活動状況の紹介、パンフレット配布を行います。

### 3 安全・適正就業推進事業

事故を起こさない、遭わない、怪我をしないことを第一に掲げ、安全就業基本計画及び安全就業組織図を制定し安全就業の確立を図ります。

就業の適正化を更に推進するため、委員会を活性化し会員の働き方の改革を進めます。

### 4 訓練研修事業

就業機会の拡大につなげることを目的に連合会受託事業に積極的に参画し能技術の習得機会の拡充を図ります。

### 5 法人管理事業

#### (1) 会員の確保

センターの根幹である会員数は、コロナ禍の影響等の事情により、昨年度は目標数を下回る166名であったことから、今年度末の目標数を170名に定め、まずは目標を成し遂げることを目指します。

新入会員説明会を毎月第2・第4水曜日午後13時半から開催し会員拡大に努めるとともに、会員からの声が反映できる体制を構築し、満足度の向上と、退会者の減少を図ります。

#### (2) 諸会議の開催

公益社団法人としてより健全なガバナンスの徹底を図り、より厳格な公益目的事業を実施するため、次の会議を開催し組織運営体制の充実強化を図ります。

##### ア 定時総会

毎事業年度終了後3ヶ月以内の6月に開催します。

##### イ 定例理事会

3ヶ月を超えない間隔で概ね2ヶ月に1回を目途に開催します。

##### ウ 委員会

総務委員会、事業委員会、普及啓発委員会、安全就業委員会、適正就業委員会をそれぞれ必要に応じて開催します。

### (3) 組織運営

公益社団法人として健全な透明性の高い運営（情報開示）と法令・定款・内部規程を順守した運営の強化を図ります。

センター事業の円滑な運営に資するため、事務の合理的な運営と迅速かつタイムリーな処理などの体制を整備し、事務局職員のコンプライアンスの実践とスキルの向上を図り、信頼性の高い事務局運営を目指します。

令和3年度 安全就業対策基本計画

公益社団法人矢吹町シルバニア人材センター

基本的事項	基本計画	具体的対応策
<p>作業別の「安全就業基準」の周知徹底</p>	<p>安全及び適正就業委員会並びに地域班を有機的に結び当センターのセーフティネットワークを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全就業委員会を年3回以上計画実施</li> <li>・安全就業基準の周知徹底</li> <li>・適正就業委員会との合同委員会を開催</li> <li>・シルバニア保険、損害保険制度改定に伴う検討</li> <li>・万が一事故にあった場合の連絡網の整備</li> </ul>
<p>受注内容の確認及び事故防止並びに健康増進</p>	<p>安全組織体制を整備し、市町村及び他団体が実施する研修会等へ積極的に参加するとともに、「高齢者の事故防止対策集」を活用した事故防止に努め、安全就業の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全巡回パトロールを年3回以上計画実施</li> <li>・就業の作業内容、手順、現場等の安全確認並びに指導・助言</li> <li>・使用する機械器具や安全防護具等の点検</li> <li>・ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因を分析した対策を講じた事故防止の徹底</li> <li>・損害賠償責任保険事故の発生防止</li> <li>・安全作業研修の実施</li> <li>・交通安全に関する講話及び研修</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行中の「つまづき」や自転車運転による「転倒」に対する注意喚起</li> <li>・健康診断の積極的な奨励及び健康チェックや健康講和等の実施</li> <li>・熱中症対策の啓発及び蜂刺され事故対策の周知・徹底</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の周知徹底</li> </ul>
<p>安全就業への意識啓発・高揚</p>	<p>安全意識の啓発及び情報の共有化を図るため、あらゆる機会をとらえて周知徹底に努め、事故皆無達成に向けて意識改革と組織風土の改善を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報等への安全記事掲載や安全意識啓発のためのチラシ等の資料作成及び配布</li> <li>・連合会主催の安全・適正就業推進大会への参画</li> <li>・安全標語の募集及び就業スローガンの普及啓発</li> <li>・安全強調月間の設定</li> <li>・毎月1日の「安全意識高揚の日」の普及啓発</li> </ul>

令和3年度 安全就業組織図

